

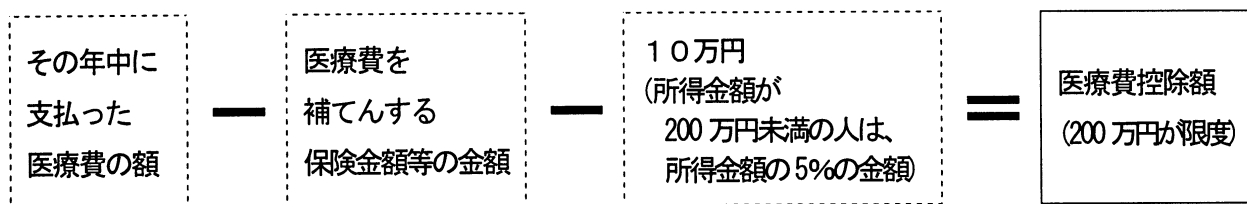
～ 医療費控除を上手に利用して節税しよう！！ ～

まずは、医療費控除の内容について説明しましょう。大事な部分ですからよく読んで理解してください。



1 医療費控除の内容及び控除額

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合は、次の算式で計算した金額を所得額から控除することができます。これを「医療費控除」といいます。



＊「生計を一にする」とは、別居でも親や子供などの親族に常に生活費等の送金を行っている場合には生計を一にしていると認められます。

＊支払った医療費はその年の1月1日～12月31日までの間に実際に支払った金額をいいます。

次に医療費の対象になる支出にはどんなものがあるのか見てみましょう。

2 控除の対象となる医療費の範囲

- ① 医師又は歯科医師による診療又は治療
- ② 治療又は療養に必要な医薬品の購入
- ③ 病院、診療所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供
- ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術
- ⑤ 助産師による分べんの介助
- ⑥ これら治療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院・入所の対価として支払う部屋代・食事代等の費用、医療用器具等の購入・賃借・使用のための費用で、通常必要なもの
- ⑦ 治療等を受けるための義手、義足、松葉づえ、車いす、義歯等の購入のための費用
- ⑧ 身体障害者福祉法等の規定により都道府県又は市町村に納付する費用のうち、医師等による診療等の費用に相当するもの及び上記⑥、⑦の費用に相当するもの

